住所　神奈川県藤沢市湘南台１丁目25番地３
房精**沐**　昭和33年９月21日生
住所　栃木県大田原市中田原2253番地１
カドゥ・デ・アルメイダ・ニシオカ　昭和60年４月26日生
住所　大分県大分市大字城原2254番地５
徐春彰　昭和59年６月10日生
住所　千葉県木更津市木更津２丁目９番10号
于任**煒**　昭和58年５月15日生
住所　大阪府吹田市清水11番１―1006号
顧景　昭和58年10月12日生
住所　名古屋市緑区鳴海町字母呂後114番地５
顧賢　平成元年８月９日生
住所　千葉県船橋市東中山１丁目11番10号
安参伊　昭和13年１月13日生
住所　千葉県船橋市東中山１丁目11番10号
タティアナ・マルセラ・ヒロタ・マエダ　昭和47年８月14日生
住所　福岡市博多区吉**塚**３丁目４番３号
徐広勝　昭和57年11月１日生
金芸花　昭和62年１月９日生
住所　福岡市東区馬出５丁目36番18号
朱輝　昭和55年２月４日生
住所　浜松市浜北区小松538番地
林長華　昭和54年10月11日生
住所　静岡県沼津市東椎路263番地
苑春媛　昭和59年12月14日生
住所　山梨県南アルプス市浅原83番地３
金弘善　昭和29年９月１日生
住所　大阪府茨木市中穂積１丁目２番３―202号
姜周希　昭和54年11月18日生
住所　奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目13番13号
陳稷　昭和56年４月７日生
住所　奈良市歌島町１丁目510番地31
陳光孝　昭和22年１月29日生
楊静枝　昭和26年７月５日生
住所　奈良市中山町西１丁目748番地13
陳有賀　昭和55年５月28日生
住所　埼玉県川口市中青木２丁目12番25号
楊建武　昭和57年11月22日生
住所　名古屋市緑区大将ケ根１丁目1709番地28
楊昊　昭和53年７月28日生
住所　千葉県柏市藤ケ谷581番地
劉慧慧　昭和63年１月９日生
住所　三重県鈴鹿市西条５丁目107番地
栗**鑫**　昭和58年３月20日生
住所　千葉県木更津市真里77番地５
張和洋　昭和47年８月21日生
住所　千葉県船橋市本町１丁目23番20号
温金**亮**　昭和54年２月７日生
住所　大阪市城東区東中浜５丁目５番27号
高千花　昭和59年６月25日生
住所　山口県山陽小野田市港町５番９号
鄭冨子　昭和20年２月16日生
住所　東京都葛飾区小菅１丁目21番12号
金昭壽　昭和10年10月18日生
梁貞子　昭和17年１月10日生
住所　東京都西東京市南町６丁目６番16―310号
高良明　昭和52年１月22日生
住所　千葉県鎌ケ谷市初富本町２丁目５番33号
ジェンマ・ティンガ・オヤマダ　昭和54年７月８日生
住所　広島市東区戸坂千足１丁目12番10―201号
南賢志　昭和59年10月25日生
住所　埼玉県熊谷市宮本町９番地
玄達道　昭和26年３月21日生
住所　埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1366番地７
河璟佑　昭和11年12月８日生
住所　埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1366番地７
河哲男　昭和45年１月13日生
住所　埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1366番地７
河昌弘　昭和39年10月11日生
金昌姫　昭和43年２月27日生
河佑樹　平成20年１月24日生

○外務省告示第三百九十八号

平成二十四年十二月八日にラマッラで、パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

平成二十四年十二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化することを目的として行われる日本国の経済協力に関して最近行われた討議に言及する光栄を有します。本使は、更に、前記の討議の結果として次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

１　ＰＬＯは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の規定に従うことを確保する。

２　日本国政府は、パレスチナ自治政府による経済社会開発努力の推進に寄与することを目的として、日本国の関係法令に従い、パレスチナ自治政府行政機関に対し、二億円（二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。

３(1)　贈与及びその利子は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正にかつ専ら日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意する表に掲げる生産物並びにそれに付随する役務を購入するために使用される。ただし、当該生産物は、調達適格国において生産されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される。

４(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、この了解の効力の生ずる日の後十四日以内に日本国にある銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後七日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、５に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、３(1)に規定する生産物及び役務の購入に必要な支払を行うこと並びに日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

５　日本国政府は、４(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千十三年三月三十一日までの期間に、２に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。期間は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の同意により延長することができる。

６(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　贈与及びその利子が、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により延長されない限り、贈与が実施された日から十二箇月以内に生産物及び役務の調達に使用するために勘定から完全に払い出されることを確保すること並びにそれ以降の勘定内の残余金を日本国政府に返済すること。

(b)　３(1)に規定する生産物及び役務の購入に関してパレスチナ自治区において課される関税、域内税その他の財政課徴金が贈与によって負担されないことを確保すること。

(c)　贈与及びその利子がパレスチナ自治政府による経済社会開発努力の推進のために適正にかつ効果的に使用されることを確保すること。

(d)　贈与及びその利子が３(1)に規定する生産物及び役務の購入のために完全に使用された場合、使用期間が(a)の規定に従って満了した場合又は日本国政府から要請があった場合には、日本国政府に対し、勘定に関する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、その取引について、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　贈与の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、贈与に関する必要な情報を提供する。

(3)　贈与及びその利子に基づいて購入される生産物は、パレスチナ自治区から再輸出されてはならない。

７　この了解の実施に関する手続細目は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の協議により合意される。

８　日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。